



令和元年度
鎌倉市人権施策推進状況報告

令和2年 12月

鎌倉市共創計画部文化人権課

目次

I	はじめに	1
II	分野別施策推進の基本的方向と推進状況	2
	1 女性の人権	2
	2 子どもの人権	3
	3 高齢者の人権	4
	4 障害者の人権	5
	5 外国人の人権	7
	6 災害発生時の人権	8
	7 同和問題	8
	8 さまざまな人権	9
III	今後の人権施策推進に向けた基本的方向と進捗状況	11
	1 人権教育・啓発・研修の推進	11
	2 人権に関する相談・救済支援体制の整備	12
	3 市民、地域の団体、事業者等との連携	12
	4 人権尊重とプライバシー保護	12
IV	令和元年度人権施策に関する主な実施状況一覧	13

I はじめに

鎌倉市は、2004年（平成16年）3月に、人権施策を進める上での基本理念、方向性などを示す基軸として「かまくら人権施策推進指針」を策定し、2014年（平成26年）1月には、10年間の人権を取り巻く社会情勢の変化、とりわけ2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災を踏まえて改訂を行いました。

本書は、令和元年度中の人権施策の推進状況を報告するものです。

かまくら人権施策推進指針における基本理念

1 人権を尊重し、人との出会いを大切にすまちづくり

人との出会いを大切にし、一人ひとりの基本的人権が尊重され、だれもが人として尊重されるまちづくりをめざします。

2 多様性と違いを認め合い、共に生き、支え合う社会づくり

一人ひとりが「共に生きる社会」の一員として、生存を全うする権利を持つとともに、他者の権利を尊重し、「多様性と違いを認め合い」、「共に生き、支え合う社会」をめざします。

3 平和を希求し、世界に開かれたまちづくり

人権の尊重は、平和が確立されてはじめて可能であるという認識を新たにして、平和を希求するとともに、人権問題に関しても世界に誇れる鎌倉をめざします。

Ⅱ 分野別施策推進の基本的方向と推進状況

1 女性の人権

女性の人権が尊重され、自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画し、責任を担う真の男女共同参画社会の実現をめざします。

【特に重要な取組の推進状況】

(1) 政策・方針決定の場への女性の参画

鎌倉市に設置された審議会等への女性委員登用を推進するため、登用目標（男女いずれか一方の数が総数の10分の4未満とならないこと）を設定しています。2020年（令和2年）4月1日現在、女性委員の割合は増加しましたが、目標を達成した審議会等の割合は減少しました。早急な改善に向け、取組を強化してまいります。

	令和2年	令和元年	平成31年
目標を達成した審議会等の割合	31.6%	37.7%	34.2%
女性委員の割合（平均値）	29.9%	26.4%	27.1%

（各年4月1日現在、前年度中に開催実績がなかった審議会等を除く）

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）対策の充実

「女性に対する暴力をなくす運動期間」、「AV強要・JKビジネス等被害防止月間」に市役所ロビーでポスター展を行いました。

電話及び面談による女性相談では、身近な人間関係から一時保護につながるような緊急性を要することまで多岐にわたる相談に対し、適切なアドバイスを心掛けました。一時保護が必要なDV被害者に対し、県配偶者暴力相談支援センター等との連携を図りながら、シェルター入所への一時保護を実施しました。

	元年度	30年度	29年度
面接相談	114件	110件	93件
電話相談	391件	505件	386件
合計	505件	615件	479件

(3) セクシュアル・ハラスメントの防止

面談やメールによる労働相談を行い、職場の様々な問題に対して社会保険労務士が相談を受けています。

鎌倉市では、セクシュアル・ハラスメントに関する職員研修を実施するとともに、ハラスメント相談窓口を設置し、非常勤を含む全職員に対して定期的に周知を行っています。

(4) 固定的な男女役割分業意識の解消

男女共同参画市民ネットワーク「アンサンブル 21」との協働により、性別にとらわれず活躍されている方を講師に招き、男女共同参画について考える機会を作りました。

2 子どもの人権

次代を担う子どもたちの人権が守られ、鎌倉で健やかに生まれ育つ環境づくりと、子育て支援による活力ある地域社会の実現をめざします。

【特に重要な取組の推進状況】

(1) 子どもの人権尊重

すべての子どもが大切にされ、元気にのびのびと安心して育つことができるよう、3月に「子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」を制定しました。

(2) 児童虐待の未然防止策と対応の充実

福祉・保健・医療・教育・警察など児童に関わる関係機関による「要保護児童対策地域協議会」を中心に、子どもや家族への援助の方法や対策を協議し、連携を深めました。

「こどもと家庭の相談室」は、平日と月1回土曜日に実施しました。

	元年度	30年度	29年度
相談件数	479件	496件	461件
うち虐待相談件数	248件	263件	216件

また、子育てに対する親の不安感を軽減するため、エンジョイ子育て応援講座を実施し、児童虐待の未然防止に努めました。

(3) いじめや不登校対策の充実

「鎌倉市いじめ防止基本方針」や各学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめのない社会・学校づくりに取り組んでいます。

社会福祉士や精神保健福祉士など福祉の専門的知識を持つ「スクールソーシャルワーカー」の市独自の配置、公認心理師や臨床心理士など心理の専門的知識を持つ「教育相談員」の小学校派遣、不登校の児童生徒が通室して小集団での人間関係づくりや学習支援が受けられる教育支援教室「ひだまり」など、教育相談体制の充実を図りました。

教育センター相談室では、一人ひとりの状態を把握して支援を行うほか、学校や関係機関との連携により相談事業の充実に努めました。

教育センター相談室	元年度	30年度	29年度
相談件数	1,813件	2,268件	1,935件
相談人数	372人	409人	380人

また、「鎌倉市いじめ相談ダイヤル」と文部科学省の「24時間子どもSOSダイヤル」などを記載した相談窓口カードを全児童・生徒に配布しました。

鎌倉市いじめ相談	元年度	30年度	29年度
相談件数	6件	19件	26件

3 高齢者の人権

高齢者の虐待防止対策を推進するなど高齢者の人権を擁護し、高齢者が生きがいを持って、いつまでも住み慣れた地域で安心した生活を送れるまちの実現をめざします。

【特に重要な取組の推進状況】

(1) 高齢者虐待防止対策の推進

パンフレット等の配布やパネル展示により、高齢者虐待防止の周知を図り、早期発見、早期対応に努めました。虐待の事例に対しては、状況の確認を行いつつ、地域包括支援センター、民生委員等と必要に応じてケース会議を開催し、対応しました。また、「鎌倉市高齢者・障害者虐待防止ネットワークミーティング」を開催し、関係機関と情報共有を図りました。

(2) 成年後見制度の利用促進

(4 障害者の人権 (4) 成年後見制度による障害者の権利擁護の推進 を含む)

鎌倉市成年後見センターと地域包括支援センターで、成年後見人制度の相談を行いました。成年後見センターでは、受任経験のある弁護士、司法書士、行政書士又は社会福祉士による専門相談を月1回実施しました。また、福祉サービス・介護事業所職員等を対象とした研修会や講演会を実施し、普及啓発を図りました。

	元年度	30年度	29年度
相談件数	362件	271件	369件
講座・研修会	10回	7回	8回

親族が不在の場合の鎌倉市長による申立や、経済的な理由で成年後見制度の利用が困難な人のため、精神鑑定費用の助成及び後見人等への報酬費用の助成を実施しました。

	元年度	30年度	29年度
市長申立	3件	14件	7件
助成制度	10件	7件	3件

成年後見制度の担い手となる市民後見人を養成する研修を県社協等と開催しました。

(3) 地域包括ケアシステムの構築

地域包括支援センターでは、「高齢者のよろず相談所」として介護に関する相談や、日々の暮らしにおける悩み事などに対応し、地域住民の心身の健康・生活の安定に必要な支援を行っています。

また、高齢者が住みなれた地域で安心して過ごせるよう、「多職種ミーティング」を開催し、介護支援専門員や医師などがお互いの役割を理解し協力できるよう、連携の仕組みについて検討しました。

4 障害者の人権

障害者の人権と権利を擁護し、障害のある人もない人も、だれもが一生にわたり、健やかで安心して暮らせる社会の実現をめざします。

【特に重要な取組の推進状況】

(1) 障害者が安全・安心に暮らせるまちづくりの推進

歩道の段差解消と点字ブロックの整備を行いました。

	元年度	30年度	29年度
整備数	10箇所	15箇所	23箇所

バリアフリー化のため、住宅設備を改造する工事費用の一部を助成しました。

	元年度	30年度	29年度
助成件数	12件	5件	4件

また、障害者の社会参加、自立に向け、障害者雇用を促進することを目的とした「鎌倉市障害者二千人雇用センター」を福祉センター内に開設しました。働く意欲のある障害者がいきいきと働けるよう、障害者二千人の雇用を目指し、地域の事業者などに働きかけています。

	元年度	30年度
就労者数	1,529人	1,468人

鎌倉市は、障害者の雇用の場を確保するため、支援員のもと働ける場「ワークステーションかまくら」を設置しています。

	元年度	30年度
就労者数	9人	6人

(2) ライフステージに応じた相談支援体制の推進

基幹相談支援センターを中核とする相談支援体制を構築し、関係機関と連携しながら日常生活や就労、福祉サービスなどの相談に対応しています。

また、発達支援室では、特別な支援を必要とする児童とその家族に対し、ライフステージに応じた支援を行いました。

	元年度	30年度	29年度
発達相談室での相談・支援	2,864人	2,751人	2,813人

(3) 障害者の虐待防止の推進

障害者虐待防止法に基づく「障害者虐待防止センター」を設置しており、精神保健福祉士等による相談や通報に対応しました。

	元年度	30年度	29年度
相談・通報件数	5件	4件	10件

(4) 成年後見制度による障害者の権利擁護の推進

(3 高齢者の人権 (2) 成年後見人制度の利用促進 と同じ)

(5) 障害者への理解の推進

ふれあいフェスティバルでは、障害のある人もない人も一緒に、合唱やミュージックベル、タップダンスなどを披露し、障害に対する理解を深めました。

また、障害者施設や団体が障害者の手作り品やお菓子を販売するふれあいショップを市役所ロビーと大船駅前で開催しました。

障害理解のため、重度障害者であり3つ子のパパでもある講師を招き、市民向け講演会を実施しました。

5 外国人の人権

外国人住民や観光で訪れる外国人の人権が守られ、国籍や文化の違いを理解し、地域で共に安心して生活していくことができる世界に開かれたまちづくりをめざします。

【特に重要な取組の推進状況】

(1) 多言語による情報提供の推進

災害時の外国人支援講座を開催し、外国人を支援する心得や、やさしい日本語の使い方を習得するなど、外国語が話せなくても支援できる方法について学びました。

市役所の窓口利用等において、市民通訳ボランティアの派遣を行うとともに、31言語に対応した多言語音声翻訳アプリVoiceTraの入ったタブレットを用意し、試験的に運用しました。

市民通訳ボランティア	元年度	30年度	29年度
派遣回数	1回	0回	1回

(2) 多文化共生社会の推進

オリンピック前の大会のため鎌倉市に宿泊していたフランスセーリング選手等が、小学校を訪問し、小学生にフランスの歴史や地理に関するクイズを出すなどして、互いの文化を理解し、交流を深める場となりました。

日本語の理解が十分でない外国籍児童・生徒に対し、日本語指導の支援等を行うことにより、学校生活への適応を図りました。

	元年度	30年度	29年度
日本語指導協力者派遣回数	70回	70回	69回
対象児童・生徒	4人	4人	4人

6 災害発生時の人権

大規模な災害の発生は人権侵害と切り離せない関係にあり、特に女性や子どもなど弱者に対する配慮が重要です。女性の視点での避難所の生活環境づくりなど、大規模な災害に備えた男女共同参画の推進と災害時の要支援者に対する支援などの取り組みに努めます。

【特に重要な取組の推進状況】

(1) 防災に関する男女共同参画の推進

避難所でのプライバシーに配慮したスペースの確保のため、男子更衣室・女子更衣室・授乳室などとしてプライベートルームを4個ずつ、避難所となる市内小学校に配置しました。

(2) 災害時要支援者に対する支援

避難行動要支援者対策検討会議を開催し、庁内で災害時要支援者について情報共有を行いました。また、沿岸部に津波避難誘導標識（ピクトグラムや外国語表記有り）及びソーラー照明を設置しました。

7 同和問題

現在もなお部落差別が存在し、インターネット等の情報化の進展に伴って部落差別が新たな状況下にあることを踏まえ、部落差別の解消の推進に関する法律が施行されました。同法に基づき、引き続き関係機関と連携しながら啓発活動等を推進していきます。

【特に重要な取組の推進状況】

(1) 同和問題の正しい理解と認識を深める人権教育・啓発の推進

「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになること」をめざし、道徳科を要とし、教育活動全体を通じて人権教育を推進した。

(2) 個人情報保護

住民票や戸籍等について、本人確認の徹底による不正取得の防止に努めるとともに、鎌倉市住民票の写し等の不正取得に係る本人通知事務要綱の周知による不正取得の防止・抑止に努めました。

(3) えせ同和行為の排除に向けた啓発等の推進

えせ同和行為には、鎌倉市不当要求行為等に関する要綱に基づき対応をします。

8 さまざまな人権

社会の状況が日々変わっていく中、さまざまな人権問題が起こっています。患者等の人権や性的少数者の人権、ハラスメントなどこれらの問題を正しく理解していくことが重要です。

【推進状況】

(1) 患者等の人権（感染症に対する正しい知識の普及と偏見・差別の解消）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、高齢者に対し、新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口の案内通知を3月に発送しました。また、不要不急の外出を控えるよう周知を図りました。

学校教育においては、体育科保健領域で感染症や感染症の予防について正しい知識を身に付ける教育を進めました。

(2) 性的少数者の人権（性的少数者への配慮及び理解）

性的少数者は、誤解や偏見に基づく差別を恐れ、ありのままの自分を出せない人が多いと言われています。皆が過ごしやすいまちをつくるために、それぞれの立場で何ができるかを考えるきっかけとなるよう当事者を招き市民向け講演会と、正しい知識を得て性的少数者のサポートが行えるよう市職員向けに研修会を実施しました。

また、性的少数者への理解が進み、誰もが自分らしく安心して暮らせるまちの実現を期待し、12月にパートナーシップ宣誓制度を施行しました。

(3) 犯罪被害者の人権（犯罪被害者等の名誉や平穏な生活への配慮について市民の理解を深めるための取り組み）

かながわ犯罪被害者サポートステーション等が発行するパンフレットを配架するとともに、ホームページで犯罪被害者への支援制度について紹介しました。

(4) 拉致被害者の人権（拉致問題に対する関心と認識を深めるための啓発）

政府拉致問題対策本部が発行するパンフレットの配架やポスターを掲示し、拉致被害者への理解を深める啓発を行いました。市役所ロビーに神奈川県関連特定失踪者パネルを展示しました。

(5) インターネット等による人権侵害（ネット上での人権侵害を予防するための教育や啓発）

教員への研修等を行うとともに、子どもたちには情報に関する授業を行い、その使い方やマナー、ルールなど情報モラルについての教育を進めました。また、学校だよりや長期休業前に配付する生活に関するプリント等で啓発活動も行いました。

(6) ホームレス問題（偏見や差別の解消に向けた継続した教育や啓発）

市内駅及び公園等で実態調査を行うほか、ホームレス生活を余儀なくされている人たちには、生活保護の制度を利用し生活の立て直しを図るなど自立に向けた支援を行いました。

Ⅲ 今後の人権施策推進に向けた基本的方向と推進状況

1 人権教育・啓発・研修の推進

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律及びかまくら人権施策推進指針に基づき、「人権を尊重し、人との出会いを大切にすまちづくり」をめざして、人権教育・啓発・研修を推進します。

学校教育・社会教育を通じて、差別をなくす人権教育を推進するとともに、自分が大切にされていると感じることができる教育環境づくりに努めます。

さまざまな人権課題に対して正しい理解を深めるため、幅広い情報提供・広報活動を推進します。日時や場所の設定も考慮し、参加しやすい啓発活動を行います。

すべての市職員や教職員が人権課題を正しく理解し、豊かな人権感覚を持ち、それぞれの職務にあたるよう、人権研修を進めます。

【推進状況】

(1) 人権教育の推進

保育園では、人権擁護委員が紙芝居を活用したいじめについての教育を実施しました。小学校では、平和推進実行委員が出前講話「平和」を行い、平和の大切さとともに人権について学ぶ場となりました。また、中学校では、人権をテーマに日常の家庭生活や学校生活の中で得た体験に基づく作文を書き、人権尊重の大切さや基本的人権についての理解を深めました。

(2) 人権啓発の推進

市民を対象とする講座については、土・日・祝日・平日夜間・平日午前など、ライフスタイルが違ってより多くの方が参加できるよう配慮しました。講座については当事者の気持ちや対応方法について学ぶ機会としました。参加募集にあたっては、広報かまクラのほか、ホームページやSNSを用い発信しました。

(3) 人権研修の推進

横浜国際人権センター、神奈川人権センター等が主催する講演会、講座に多くの市職員・教職員が参加しました。また、「合理的配慮のあり方」や「教師ができる虐待対応と予防」など内容を絞り、それぞれの職務に必要な知識を習得する研修を行いました。

2 人権に関する相談・救済支援体制の整備

相談者への迅速かつ適切な対応を行うため、相談内容を幅広く受け止めるとともに、関連機関と連携した相談体制を、また適切な対応が図られるよう整備していきます。

【推進状況】

相談業務については、市民生活に関する諸問題に対応するため、「人権相談」、「ひとり親家庭の相談」、「教育相談」、「消費生活相談」、「生活困窮相談」、「法律相談」、「労働相談」などのさまざまな相談窓口を設置し、広報かまくらで周知しました。また、分野を限定せずに福祉の相談を受けるための福祉総合相談窓口を開設し運営しました。

3 市民、地域の団体、事業者等との連携

人権施策の推進にあたっては、人権研修の周知を依頼するなど、市民、地域の団体、事業者等とそれぞれの特性に合わせた連携を図ります。

【推進状況】

市民に対する啓発機会や情報提供の充実として、PTAや民生委員、人権擁護委員に周知及び参加を依頼しました。

4 人権尊重とプライバシーの保護

インターネット利用の際は、お互いの人権を尊重した行動をとることが必要です。また、行政機関が保有する個人情報の適正管理に取り組みます。

【推進状況】

鎌倉市では職員に対して個人情報保護ハンドブックの基準に則った運用を改めて徹底するとともに、鎌倉市情報セキュリティポリシーに基づき、外部宛の電子メール送信時の遵守事項について通知しました。

IV 令和元年度人権施策に関する主な実施状況一覧

『かまくら人権施策推進指針 改訂版』のうち「第4章 分野別施策推進の基本的方向」における特に重要な取組及び「第5章 人権施策推進に向けて」に示したそれぞれの事業について、担当課が次の区分により評価しました。

- A 十分に達成した。前年度より取組みが向上した。
- B 概ね達成した。現状を維持していく。
- C まだ努力を要する。改善の余地がある。
- D 取り組めていない。事業が行えなかった。実施していない。

分野別施策推進の基本的方向

1 女性の人権 (1) 政策・方針決定の場への女性の参画

事業内容	担当課	令和元年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
審議会等における女性委員登用の促進	文化人権課	令和2年4月1日現在、目標（男女いずれか一方の数が総数の10分の4未満としないこと）を達成する審議会等の割合は31.1%であった。（令和元年度37.7%）	C (C)	目標達成率の改善に向け、審議会等の所管課に、これまで以上に強く働きかける。
事業所や各種団体等に対する女性の職域拡大推進のための啓発	文化人権課	神奈川県等関係機関が発行するチラシ・パンフレットを市内行政機関に配架して周知、情報提供を行いました。	C (B)	配架以外の手法について検討していく。
女性管理職の登用促進	職員課	女性の職域の拡大、適材適所の人事配置に努めた。 部長2人、次長3人、課長級13人（昇任4人、採用2人） （30年度：次長4人、課長級8人（昇任1人、採用2人）） （29年度：次長3人、課長級7人（昇任1人、採用1人））	B (B)	引き続き、更なる女性の職域の拡大、適材適所の人事配置に努めていく。

1 女性の人権 (2) ドメスティック・バイオレンス(DV)対策の充実

事業内容	担当課	令和元年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
DV及びデートDV等の防止、被害者の保護・自立に向けた支援	文化人権課	女性相談を平日に毎日開催し、505件の相談を受けた（電話及び面接の合計）。 一時保護が必要なDV被害者に対し、県配偶者暴力相談支援センター等との連携を図りながら、シェルター入所への一時保護を実施した（入所実績1件）。 一時保護者の自立については、本人の意向を踏まえつつ、保護施設や関係機関との連携を図りながら、支援をしている。	A (A)	女性相談では、身近な人間関係から一時保護につながるような緊急性を要する内容など多岐にわたる相談に対し、適切にアドバイスした。また、DV等で傷ついた女性が、各窓口で何度も状況説明を行わないよう、本人の同意を得て、関係課も交えて面接を行った。
暴力を許さない社会意識の醸成に向けた啓発	文化人権課	市役所ロビーにてポスター展示を行った。 ・3/23～4/10 デートDV、JKビジネス防止 ・11/12～25 女性に対する暴力をなくす運動	A (B)	引き続き啓発に努めていく。

1 女性の人権 (3) セクシュアル・ハラスメントの防止

事業内容	担当課	令和元年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
セクシャルハラスメントの防止	商工課	社会保険労務士による月2回の面談とメールでの労働相談を行っている。（セクハラ内容：元年度0件）	B (B)	引き続き相談を行い、困った際の受け皿になるように努めていく。

	コンプライアンス課	新任課長、係長、2級・3級昇任者及び消防本部職員に対しハラスメント防止研修を行った。また、非常勤職員向け研修の中でハラスメント防止について講義した。庁内のイントラネット及び回覧により相談窓口を周知（元年度3回）し、11月には非常勤職員を含む全職員へ窓口一覧の紙配付を行った。	B (B)	研修を繰り返し行うことや、相談窓口の周知、その他の情報提供等により、ハラスメントの防止についての意識付けを継続して図っていく。
--	-----------	---	----------	---

1 女性の人権 (4) 固定的な男女役割分業意識の解消

事業内容	担当課	令和元年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
固定的な男女役割分業意識の解消	文化人権課	事業の企画運営を市とアンサンブル21とで協働で行った。フォーラム1回（ほか1回はコロナで中止。42人）・セミナー1回（25人）。昨年度 facebook に投稿した「男の料理」について情報紙にまとめ発行。	A (B)	フォーラム・セミナーは鎌倉らしい企画で多くの申し込みがありました。

2 子どもの人権 (1) 子どもの人権尊重

事業内容	担当課	令和元年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
子どもの人権尊重	文化人権課	法務局発行の子どもの人権110番ポスターなどを各学校へ配布した。	B (B)	引き続き行う。

2 子どもの人権 (2) 児童虐待の未然防止と対応の充実

事業内容	担当課	令和元年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
鎌倉市要保護児童対策地域協議会における、児童虐待未然防止、早期発見、早期対応の推進	こども相談課	要対協の各種会議について、代表者会議、実務者会議全体会をそれぞれ年1回、ケース進行管理会議を年5回開催するなど、関係機関の連携に努めた。援助活動チーム会議は73回。	B (B)	要対協の各種会議を継続して開催することで、要対協の周知は図れてきたと感じるが、年々相談件数が増える中、これまで以上に連携が求められる状況にある。引き続き、要対協の各種会議での周知を含め、関係機関との連携を図っていく。
「こどもと家庭の相談室」における、児童虐待未然防止、早期発見と早期対応の推進	こども相談課	専任の相談員が、電話及び面接による相談を実施。また月1回、第2土曜日に相談を実施した。なお、平成29年度まで行っていた月2回の夜間相談については、特定の日を定めずに行う随時相談に変更。令和元年度の相談件数は479件で、うち虐待相談は248件だった。 (30年度：相談件数496件うち虐待相談263件) (29年度：相談件数461件うち虐待相談216件)	B (B)	今後も、相談しやすい環境づくりに努め、児童虐待の未然防止を図る必要がある。
虐待防止意識の啓発	こども相談課	相談室リーフレットを市内小・中学校、保育園、幼稚園に配布。広報かまくら、ホームページを活用し相談窓口の周知に努めた。また、こどもと家庭の相談室において土曜相談を実施し、相談の機会の拡充を図るとともに、子育てに対する親の不安感を軽減する子育て支援講座を実施し、児童虐待の未然防止に努めた。子育て支援センター利用者数（延）鎌倉10,395人、深沢5,270人、大船6,639人、玉縄9,291人、合計31,595人	B (B)	ホームページやリーフレットでの周知が相談に繋がっている状況にはあるが、今後もさらなる周知に努めていく。また、子育て講座を継続して開催することで、引き続き児童虐待の未然防止に努めていく。

2 子どもの人権 (3) いじめや不登校対策の充実

事業内容	担当課	令和元年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
児童・生徒が、安心して充実した学校生活を送れるた	文化人権課	市内の公立小・中学校の全生徒を対象に、相談窓口の電話番号を記したカードを配布した。（元年度配布数：17,340部）	B (B)	引き続き行う。

めの相談体制の推進	教育センター	幼児から青少年（主に学齢期）までの保護者・本人等相談人数 372 人、相談件数 1,813 件 （30 年度：人数 409 人、相談件数 2,268 件） 教育相談員の小学校派遣は月 1 日。 教育支援教室を移転し、学習環境等の改善を図った。	A (A)	教育相談員の小学校派遣を月 2 日に増やし、相談者の利便性を向上させる。
いじめ相談専用の「鎌倉市いじめ相談ダイヤル」を活用した、いじめの予防・防止及び早期対応の推進	教育センター	市内在住・在学の小・中学生とその保護者等相談件数：電話相談 5 件、Web 相談 1 件 （30 年度：電話相談 18 件、Web 相談 1 件） いじめ相談ダイヤル：平日 9 時～17 時、第 2、4 火曜日は 18 時まで	B (B)	引き続き、いじめ相談に適したツールについて調査・検討していく。
専門職によるスクールソーシャルワーカーによる児童・生徒の生活環境面への支援	教育センター	児童・生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築 支援対象数 59 人、支援件数 229 件、訪問活動回数 73 回 （30 年度：支援対象数 52 人、支援件数 156 件、訪問活動回数 74 回）	B (B)	スクールソーシャルワーカーの業務を学校や保護者等に積極的に説明し、教育資源としてより一層活用できるようにしていく。
家庭、地域社会、学校が連携した、いじめや不登校のない学校づくり	教育指導課	鎌倉市では「鎌倉市いじめ防止基本方針」、市立の各学校でも「学校いじめ防止基本方針」に基づきいじめのない社会・学校づくりを推進した。	B (B)	「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こり得る」という認識をもち、未然防止、早期発見に向けて継続して取り組んでいく必要がある。

3 高齢者の人権 (1) 高齢者虐待防止の推進

事業内容	担当課	令和元年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
高齢者虐待予防の周知・啓発の推進	高齢者いきいき課	令和元年 11 月開催の「玉縄まつり」において、高齢者虐待防止の周知・啓発を図った。 パンフレット「無意識のうちに虐待になっていませんか？」や「高齢者サービスのご案内」などの小冊子の配布やパネルの掲示により、高齢者虐待についての周知を図り、早期発見、早期対応に努めた。	B (B)	引き続き、啓発等に努める。
市や地域包括支援センターのほか、関係機関との連携による高齢者本人・家族の支援	高齢者いきいき課	状況確認を行いつつ、関係機関との連携を個別に図るだけでなく、必要に応じてケース会議を開催し、高齢者本人や家族への具体的支援を行った。	A (A)	引き続き、関係部署・機関との連携を図り、高齢者・家族への支援を行う。
高齢者と障害者の虐待防止の関係機関で組織する「(仮称) 鎌倉市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議」での虐待防止対策の検討	高齢者いきいき課	「鎌倉市高齢者・障害者虐待防止ネットワークミーティング」を設置し、会議を 1 回開催して保健所、警察、包括、福祉施設などの関係機関と情報共有を図った。	B (B)	ミーティングや会議を開催することにより関係機関と情報共有を図り、虐待防止対応がスムーズに実施されるよう取り組む。

3 高齢者の人権 (2) 成年後見制度の利用促進

事業内容	担当課	令和元年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
判断能力が不十分な人の権利を保護するための成年後見制度の周知・啓発	高齢者いきいき課	市内 10 か所の地域包括支援センター及び鎌倉市成年後見センターが成年後見制度の周知・相談業務を行った。成年後見センターでは、受任経験のある弁護士、司法書士、行政書士及び社会福祉士による、成年後見制度に関する専門性の高い相談窓口を月 1 回開設した。 相談件数は、成年後見センター（利用支援事業 275 件、専門相談事業 31 件）、包括支援センター（56 件）で、合計 362 件。 成年後見センターが行う普及啓発事業は 10 回開催。	B (B)	引き続き、取り組みを推進する。

成年後見制度の説明、利用案内など市の相談体制の核となる「(仮称)成年後見センター」の設置や、今後市民後見人を活用するなど、成年後見制度の利用促進に向けた取組の推進	高齢者いきいき課	平成 26 年 7 月 1 日 成年後見センター開設済み。親族不在の場合の鎌倉市長による手続き(市長申立)は令和元年度 3 件(30 年度 14 件)。経済的な理由で成年後見制度の利用が困難な人のため、精神鑑定費用や後見人等への報酬費用の助成事業を 10 件行った(30 年度 7 件)。市民後見人の養成について、平成 30 年度は基礎研修を、令和元年度は実践研修を実施した。	B (B)	引き続き、取り組みを推進する。
---	----------	--	----------	-----------------

3 高齢者の人権 (3) 地域包括ケアシステムの構築

事業内容	担当課	令和元年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
地域包括支援センターの機能の充実	高齢者いきいき課	地域包括支援センターの業務が効果的・効率的に運営されているか等について、自己点検、自己評価、ヒアリングによる事業評価を実施した。	B (B)	引き続き、取り組みを推進する。
関係機関・関係団体等のネットワーク強化による、地域における支援体制の充実	高齢者いきいき課	高齢者が住みなれた地域で安心して過ごせるよう、「多職種ミーティング」を「認知症の方の在宅療養支援」の内容で 1 回開催し、延 280 人の参加があった。地域包括支援センター職員のほか、介護支援専門員、医師、歯科医師、介護事業所などが集まり、課題を共有し、お互いの役割を理解して協力できるように多職種連携の仕組みについて検討した。	B (B)	引き続き、取り組みを推進する。
だれもが安心して地域で暮らせるバリアフリーのまちづくりの推進	交通政策課	バリアフリー化未実施駅の一つである、湘南モノレール湘南深沢駅のバリアフリー化に向けて、交通事業者と調整を行った。	A (A)	引き続き、湘南モノレール湘南深沢駅のバリアフリー化に向けた調整を行う。
	道路課	歩道段差解消事業 10 箇所 特記事項：歩道段差解消は昭和 54 年度から 371 箇所実施した。その後基準の改定等により、平成 16 年度に再調査を行い、新たに 806 箇所が必要と確認されたため、17 年度から第二次事業として実施している。	C (C)	歩道段差の解消は、令和元年度末の整備率が 53.3%であり、今後も順次整備していくが、限られた予算と職員により対応していくことになるため、完成までには、まだ年数を要する。

4 障害者の人権 (1) 障害者が安全・安心に暮らせるまちづくりの推進

事業内容	担当課	令和元年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
障害者が安全・安心に暮らせるまちづくりの推進	交通政策課	バリアフリー化未実施駅の一つである、湘南モノレール湘南深沢駅のバリアフリー化に向けて、交通事業者と調整を行った。	A (A)	引き続き、湘南モノレール湘南深沢駅のバリアフリー化に向けた調整を行う。
	道路課	歩道段差解消事業 10 箇所 特記事項：歩道段差解消は昭和 54 年度から 371 箇所実施した。その後基準の改定等により、平成 16 年度に再調査を行い、新たに 806 箇所が必要と確認されたため、17 年度から第二次事業として実施している。	C (C)	歩道段差の解消は、令和元年度末の整備率が 53.3%であり、今後も順次整備していくが、限られた予算と職員により対応していくことになるため、完成までには、まだ年数を要する。
	障害福祉課	重度障害者が障害の内容に合わせて、浴室・玄関・台所など住宅設備を改造する場合に、工事費用の一部を助成した。令和元年度助成件数：12 件	B (B)	事業継続予定
災害時や緊急時の障害者への情報提供や安全確保について関係機関との連携強化	障害福祉課	災害時における要援護者の避難についての講演会を民間と共催で準備をしていたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。民間で作成している避難マップを配布した。	B (B)	事業継続予定
	総合防災課	新規対象者への意向確認調査を行い、避難行動要支援者名簿の更新を行った。また、更新した名簿を自治会町内会、消防、警察、民生委員、社会福祉協議会へ提供した。	B (B)	制度未登録者や名簿未受領自治会町内会に対して制度の普及を行い、連携強化を図る。

避難所における障害者や障害特性に応じた対応の充実	総合防災課	福祉避難所として6施設(養護学校と老人センター)を設けている。	C (C)	更なる対応の充実を図る。
	福祉総務課	災害時において、在宅障害者を市内の障害者施設へ緊急受入れするため、施設を運営する法人と協定を締結している。 特記事項：市内5施設(鎌倉清和園・障害者支援センター鎌倉清和・鎌倉はまなみ・工房ひしめき・鎌倉薫風学園)との協定を締結中。	C (C)	災害発生時を想定したシミュレーションを行い、各施設の具体的な役割について協議、調整していく必要がある。併せて新型コロナウイルス感染防止の観点から緊急受け入れ人数の精査も必要となる。
	障害福祉課	緊急時あんしんカードを配付した。 県で作成しているヘルプマークを配布した(元年度657個配布)。	B (B)	事業継続予定
障害者の雇用の場の確保など社会参加の推進	障害福祉課	・障害者の就労支援のため、障害者二千人雇用センターを委託運営した。 ・市役所内に設置したワークステーションかまくらで、障害者を雇用した(雇用者数9人)。 ・障害者雇用を推進するにあたっての課題を把握し、支援体制の整備等の必要な事項を協議する障害者二千人雇用推進協議会を開催した。(2回開催) ・障害者の雇用を推進するため、市内で就労を希望している障害者と市内の求人事業所の双方が、より多くの就業機会と雇用機会を得ることのできる障害者就職面接会を実施した。(3回開催、参加者53人) ・障害者二千人雇用事業の推進のため、企業が障害者雇用について知識を深め、雇用にふみ切るきっかけの場となるよう障害者雇用講演会を実施した。(講演会1回) ・福祉事業所から一般就労に移行した障害者に対し、10万円を1回限り給付する障害者就労移行支援金を支給した。(給付件数：24件) 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方を雇用している事業主に、奨励金を支給した。 (元年度支給対象者数43人、30年度45人)	B (B)	事業継続予定
	職員課	常勤職員及び非常勤職員について、受験資格を身体障害者に限定せず、精神及び知的障害者にまで拡大している。 (常勤)採用0人 (非常勤)採用6人	B (B)	常勤職員については、障害者雇用の促進に努めていく。 非常勤職員については、令和2年4月からの会計年度任用職員制度への移行後も、引き続き障害者雇用の促進に努めていく。

4 障害者の人権 (2) ライフステージに応じた相談支援体制の推進

事業内容	担当課	令和元年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
相談支援事業所との連携による情報の提供等総合的なサービス提供の推進	障害福祉課	基幹相談支援センターを中核とする相談支援体制を構築し、委託相談支援事業所3箇所、指定特定相談支援事業所14箇所で開催機関と連携しながら様々な相談支援を行った。 鎌倉市障害福祉相談支援員による障害者及び家族の相談支援を行った。	B (B)	事業継続予定
支援を要する子どもの一貫した支援体制の推進	発達支援室	特別な支援を必要とする児童とその家族に対し、次のような支援を行っている。 ・子どもの発達に関する相談及び支援の実施 延2,864人(30年度2,751人) ・幼稚園・保育園等各機関への巡回相談の実施 延403人(30年度331人) ・児童発達支援センターあおぞら園、児童発達支援の実施 実利用人数27人(30年度30人) 延利用人数3,975人(30年度4,365人)	A (A)	発達に課題がある子どもとその保護者の支援については、庁内関係課や関係機関と連携をはかり、ライフステージに応じた支援に取り組んできた。これまでの取り組みを継続していくとともに今後は保護者支援や地域支援をより一層強化していく必要がある。

		<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターあおぞら園、保育所等訪問支援の実施 実利用人数3人(30年度3人) 延利用人数37人(30年度28人) ・障害児相談支援の実施 障害児支援利用援助 199人(30年度180人) 延278人(30年度239人) 継続障害児支援利用援助 3人(30年度23人) 延3人(30年度28人) 		
	教育指導課	関係諸機関との発達支援システムネットワークによる支援を実施した。	B (B)	発達支援システムネットワークで検討されたことが、支援を必要とする子どもたちにとって有効に作用している。今後も更なる充実をめざしていく。

4 障害者の人権 (3) 障害者の虐待防止の推進

事業内容	担当課	令和元年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
障害者虐待防止センターを中心とした障害者に対する虐待防止・啓発、早期発見家族や本人への支援	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・受付件数：5件 ・相談案件5件のうち虐待案件3件(養護者による虐待2件、施設職員による虐待1件) ・通報を受けて、関係者に話を聞くなど事実調査を行い、状況によって虐待の認定を行う、しかるべき機関につなぐ、経過観察を行う等の対応を行った。 ・児童虐待防止週間に合わせて、本庁舎、玉縄まつりにおいて、パネル展示、パンフレット配布等を啓発に取り組んだ。 	B (B)	事業継続予定

4 障害者の人権 (4) 成年後見人制度による障害者の権利擁護の推進

事業内容	担当課	令和元年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
自分ひとりで十分な判断ができない障害者の権利を擁護するための成年後見制度の周知・啓発	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見センターを運営した。 ・成年後見制度の利用を支援するため、報酬費用等の助成を行った。 	B (B)	事業継続予定
「成年後見センター」の設置や成年後見制度の利用促進に向けた取組を今後進めていくことで障害者の権利擁護を推進				

4 障害者の人権 (5) 障害者への理解の促進

事業内容	担当課	令和元年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
障害や障害者に対する理解を進めるための啓発事業や交流事業、福祉教育の推進	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいフェスティバルを開催した。 ・ふれあいショップを市役所内(週2回程度)及び大船駅前(年1回)にて開催した。 ・鎌倉市障害者支援協議会地域生活支援部会で地域との交流事業に取り組み、大船まつり等へ参加した。 ・障害者差別解消法リーフレット及び障害理解のためのパンフレットを作成し、窓口に配架、イベント等で配布した。 ・障害者差別解消法について市職員の研修を実施した。 ・障害理解のための市民向け講演会を実施した。 	B (B)	事業継続予定

	教育指導課	各小・中学校で共同及び交流学习の実施や、総合的な学習の時間等に福祉教育で点字の学習等を実施した。	B (B)	限られた授業時数の中で、工夫をしながら効果的な学習を今後も進めていく。
高次脳機能障害など、障害福祉制度で認定されていない障害のある人への支援の検討	市民健康課	様々な理由で支援が必要だが各種制度の対象になっていない方について、関係機関とともに支援した。	B (B)	地域共生課等関係課と連携し、支援を継続する。

5 外国人の人権 (1) 多言語による情報提供の推進

事業内容	担当課	令和元年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
日常生活や災害時に対応する情報の多言語化	文化人権課	日本語での意思疎通が困難な外国籍市民への対応策として、市や公的機関等からの要請に基づき、市民通訳ボランティアを派遣している（元年度派遣数1件、30年度0件）。登録者数は88人、対応言語は14カ国語。 災害時の外国人支援講座を開催し、やさしい日本語の使い方等を学んだ（参加者20人）。	B (B)	引き続き行う。
	観光課	英語、フランス語、韓国語、スペイン語、中国語（繁体字、簡体字）のマップを計75,000部発行し、外国人観光客等に配布した。 また、令和元年台風15号及び19号により通行止めとなったハイキングコースについて、その注意喚起をするために英語併記の看板の作成及び地図の更新を行った。	A (B)	台風災害などの突発的な対策の際には英語以外の言語による詳細な情報発信は困難であるため、検討を要する。
	市民課	日常生活に必要な情報、問い合わせ先の多言語パンフレット（英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語）の配布依頼に基づき、窓口にて配布するなど、外国人の方への情報提供を行った。	B (B)	引き続き、外国人の方への情報提供に努めていく。
	地域共生課	多言語翻訳アプリVoiceTra（31言語）の入ったタブレットを使用した。	B (-)	外国語への対応が必要な際に使用するもので、前年度からの変化は特にない。行政経営課の機器を借用しているが利用制限があるため、今後の取り扱いについては全庁的に整理する必要がある。

5 外国人の人権 (2) 多文化共生社会の推進

事業内容	担当課	令和元年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
日本語の理解が十分でない外国籍児童・生徒に対する、日本語指導の支援等、教育環境の充実	教育指導課	日本語の理解が十分でない児童・生徒に対し、日本語指導等の支援をすることにより、学校生活への適応を図った（派遣回数70回、対象4人）。	B (B)	日本語支援が必要な児童生徒が増えてきている。さらなる支援の充実が必要である。
国籍の違いを越え、言語、文化、習慣の違いを互いに理解し、安心して暮らせる地域社会を目指した国際理解の推進	文化人権課	オリンピックを控えフランスのホストタウンとなったことから、選手等が小学校へ訪問し交流を行った（参加者671人）。また公募による市民が江の島ヨットハーバー見学と選手との交流を行った（参加者72人）。 フランス語おはなし会を各図書館で全5回開催する予定だったが、コロナのため中止になった。	A (A)	市民対象のイベントでは、クルーザーに乗船し練習風景を見学する予定が台風で中止となってしまったが、選手と写真を取り合うなど身近に感じられる場となった。
市民及び市民団体の国際交流・協力活動の推進	文化人権課	国際交流・協力団体と協働で「かまくら国際交流フェスティバル2019」を開催し、団体の活動紹介及び国際理解の場を提供した。また団体一覧を作成するとともに、「情報かわら版」を年4回（4月、7月、10月、1月）発行し、情報提供を行った。	A (B)	例年どおり高徳院にてフェスティバルを開催。天気も良く大勢の方が来られた。入場者：577人（30年度288人）

6 災害発生時の人権 (1) 防災に関する男女共同参画の推進

事業内容	担当課	令和元年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
避難所における、男女双方の視点に配慮した良好な生活環境づくり	総合防災課	年1回の福祉避難所運営委員会に参加するなど、各種避難所との連携強化を図った。	C (C)	更なる連携強化を図る。
防災に関する政策・方針決定過程における女性の参画拡大	総合防災課	防災会議委員における女性委員は6人。	C (C)	防災会議委員は充て職であるため。

6 災害発生時の人権 (2) 災害時要援護者に対する支援

事業内容	担当課	令和元年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
災害時要援護者の避難支援ガイドラインを基にした支援体制の整備	総合防災課	避難行動要支援者対策において、健康福祉部と情報共有を行った。	B (B)	制度発足から継続して情報共有を行っているため。
高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、妊産婦、地理に不案内な観光客、言葉や習慣に慣れていない外国人等に対する避難誘導、十分な情報提供などの支援	総合防災課	防災・安全情報提供システムにてメール配信を行った。メール配信登録件数 29,615 件。また、沿岸部に津波避難誘導標識（ピクトグラムや外国語表記有り）及びソーラー照明を 10 基設置した。	B (B)	メール配信サービスの更なる普及、また避難誘導対策の更なる強化を図る。

7 同和問題 (1) 同和問題の正しい理解と認識を深める人権教育・啓発の促進

事業内容	担当課	令和元年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
同和問題の正しい理解と認識を深め、偏見と差別のないまちづくりを目指した啓発	文化人権課	法務局や関連団体が作成したチラシ等の配布や、県内の人権関係団体が主催する研修会へ教職員等が参加することにより、同和問題に関する正しい理解と認識を深めるよう努めた。	B (B)	引き続き行う。
お互いの人権を尊重し、一人ひとりが大切にされる学校教育の推進	教育指導課	「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになること」をめざし、道徳科を要として、学校教育全体を通じて実施した。	A (A)	今後も、重要な課題として取り組んでいきたい。

7 同和問題 (2) 個人情報の保護

事業内容	担当課	令和元年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
個人情報の保護	市民課	「鎌倉市住民票の写し等の不正取得に係る本人通知事務要綱」のもと、不正取得の防止に努めた	B (B)	引き続き、個人情報の不正取得の防止に努めていく。

7 同和問題 (3) えせ同和行為の排除に向けた啓発等の推進

事業内容	担当課	令和元年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
えせ同和行為の排除に向けた啓発等の推進[M1]	文化人権課	法務局や関連団体等が作成したチラシやパンフレットを市の窓口で配布した。えせ同和行為には「鎌倉市不当要求行為等に関する要綱」に基づき対応することとしている。	B (B)	引き続き行う。

8 さまざまな人権 (1) 患者等の人権

事業内容	担当課	令和元年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
感染症に関する正しい知識の普及と偏見・差別の解消	市民健康課	感染症に対する正しい知識の周知と啓発を目指すリーフレットの配布により、市民に周知した。	B (B)	市民への周知を継続して行い、感染症への理解を一層深めてもらう。AIDS 予防の普及啓発は、県・保健所の所管である。
	教育指導課	体育科保健領域で感染症についてや感染症の予防について正しい知識を身に付け、どのように関わっていくべきかを考え、偏見や差別につながらない教育を進めた。	B (B)	今後も、重要な課題として取り組んでいきたい。

8 さまざまな人権 (2) 性的少数者の人権

事業内容	担当課	令和元年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
相談業務や当事者理解のための啓発、偏見の解消	文化人権課	性的マイノリティについての市民向け講演会（参加者 20 人）と市職員向け研修会（参加者 31 人）を行った。広報 12 月 15 日号と 2 月 1 日号で性的マイノリティについての記事を掲載した。パートナーシップ宣誓制度を施行した（宣誓数 3 組）。	A (A)	性的マイノリティについて理解が深まった。

8 さまざまな人権 (3) 犯罪被害者等の人権

事業内容	担当課	令和元年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
犯罪被害者等の名誉や平穏な生活への配慮について市民の理解を深めるための取り組み	市民相談課	かながわ犯罪被害者サポートステーション等が発行するパンフレットの配架を行った。	B (B)	引き続き行う。
	市民安全課	ホームページで犯罪被害者への支援制度について紹介した。	B (B)	引き続き行う。

8 さまざまな人権 (4) 拉致被害者の人権

事業内容	担当課	令和元年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
拉致問題に対する関心と認識を深めるための啓発	文化人権課	政府拉致問題対策本部作成の各種ポスターを掲示し、拉致被害者への理解を深めるよう啓発を行った。また、市役所ロビーに県の特定失踪者パネルを展示し啓発した。	B (B)	引き続き行う。

8 さまざまな人権 (5) インターネット等による人権侵害

事業内容	担当課	令和元年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
インターネット、ソーシャルネットワークワーキングサービス等ネット上での人権侵害を予防するための教育や啓発	教育指導課	新しい情報を収集し、学校への情報提供や教員への研修等を行った。子どもたちには、学習指導要領に沿って、情報に関する授業の折に、その使い方やマナー、ルールなど情報モラルについての教育を進め、学校によっては外部講師を招いて児童生徒に向けた情報モラルの啓発活動を行った。また、地域や保護者の協力も必要であることから、PTA 主催の研修会、入学説明会や授業参観・懇談会、学校だよりや長期休業前に配付する生活に関するプリント等で啓発活動も行った。	A (A)	今後も、さまざまな機関と連携して啓発活動を行い、重要な課題として取り組んでいきたい。

8 さまざまな人権 (6) ホームレス問題

事業内容	担当課	令和元年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
生活保護による生活の立て直しを図るなど、自立に向けた支援	生活福祉課	駅や公園などの市内の施設で調査を実施した（令和 2 年 1 月把握人数＝0 人）。調査以外に情報提供を受けた場合は、聞き取りを行い、生活保護の利用などにより生活の立て直しを図るための支援を行った。	B (B)	引き続き行う。

人権施策推進に向けて

1 人権教育・啓発・研修の推進 (1) 人権教育の推進

事業内容	担当課	令和元年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
保育所・幼稚園、 小・中学校におけ る、発達段階に応 じた人権尊重の理 念を理解するた めの教育	文化人権課	人権擁護委員が保育園において、紙芝居を活用し、 いじめについての教育（5回 159人）を実施した。 小学校では、平和推進実行委員が出前講話（9回 1,877人）を行い戦争中の人権について触れた。また、 中学校では、人権作文の応募が10校から485作品あり、 優秀作品を作文集として配布した。	B (B)	子どもたちの素直な感性 に響いた教育になってい る。
	教育指導課	各小・中学校での日常的な学級指導、児童生徒指導 や教科等の中で人権尊重の理念を理解する教育を行 った。 特記事項：教育センターで人権研修を実施すること により、教員の人権意識を高めたり、文化人権課や 県による出前授業等も活用したりした。	A (A)	発達の段階に応じて、人権 尊重に関する指導を各小・中学校において実施し ている。 今後も、重要な課題として 取り組んでいきたい。
子どもの権利条約 の周知	文化人権課	法務省作成の人権啓発パンフレットを配布し、啓発 に努めた。	B (B)	引き続き行う。
	教育指導課	こども相談課との連携を密にして、児童虐待の早期 発見に努めた。	A (A)	要保護対策連携協議会の ケース進行管理会議や日 頃の情報交換をし、学校で の子どもの様子観察など、 早期発見に努めた。
こどもの意見を聞 く機会の確保と意 見の尊重	教育指導課	子ども議会を実施し、小・中学校の児童生徒の代表 者から防災・安全・環境・人権問題などの意見が出 された。	A (A)	今後も、子どもたちの意見 を聞く機会を確保し、尊重 することに努め、継続して 取り組んでいきたい。
家庭・地域社会・ 学校が連携した人 権教育の推進	教育指導課	社会教育主事やこども相談課、文化人権課と共に、 家庭・地域社会・学校が連携した人権教育の推進を 図れるよう必要に応じて啓発活動を行っている。	A (A)	今後も様々な課題につい て他課と連携を図りなが ら取り組んでいきたい。

1 人権教育・啓発・研修の推進 (2) 人権啓発の推進

事業内容	担当課	令和元年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
市民が参加しやす い曜日や時間帯に 配慮した啓発活動	文化人権課	市民を対象とする講座については、土・日・祝日な ど、より多くの方が参加しやすい日時・時間帯で開 催した。	A (A)	引き続き行う。
	地域共生課	共生のまちづくり連続講座、かまくら共生カフェを 平日夜間と平日午前で開催し、ライフスタイルが違 う人が参加できるようにした。(市内在住・在勤・在 学者対象、2回、21人参加)	A (B)	初年度と比較し、参加者 数、回数、件数ともに増や して実施した。 内容を検討しながら、引き 続き実施する必要がある。
差別をうけている 当事者や支援者と ともに行う啓発活 動	地域共生課	共生のまちづくり連続講座「第3回居場所づくり」 を実施した(参加者数39人)。	A (B)	共生社会の推進にあたっ ては、すべての人が当事者 であるという視点に立っ て事業を行っているが、啓 発活動の講師のなかには ご自身の当事者性を切り 口に活動を行う方もいる ことから、今後とも、多様 な視点からの啓発活動に 努めていきたい。
ホームページやソ ーシャルネットワ ーキングシステム など、さまざまな 伝達手段を用いた 人権関連情報の提 供	文化人権課	ホームページ、Line、twitter、facebook を活用して、 講演会等の情報提供を行った。	B (B)	他の関係機関や団体と相 互に情報を提供し合い、情 報量を増やしたい。
	地域共生課	広報かまくら等による啓発活動を実施した(広報は 7回掲載、ほか市ホームページ・facebook等)。	A (B)	初年度と比較し、回数、内 容ともに充実をはかり、実 際に市民からの相談数の 増加につながった。 内容を検討しながら、引き 続き実施する必要がある。

1 人権教育・啓発・研修の推進 (3) 人権研修の推進

事業内容	担当課	令和元年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
相談業務や社会的に弱い立場の市民に関わる職員に対する人権研修の充実	文化人権課	横浜国際人権センター、神奈川人権センターなどが主催する講演会、講座に参加し人権問題に関する情報を得た。	B (B)	今後も重要な課題として取り組んでいきたい。
	地域共生課	市職員・教職員に対して「合理的配慮のあり方」について研修を行った(6回、参加者数584人)。	B (B)	内容を検討しながら、引き続きより多くの職員に対して実施する必要がある。
学校教育における人権教育を推進させるための教職員に対する人権研修の充実	教育センター	教職員と市職員等を対象に、研修会「教師ができる虐待対応と予防～『学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き』を活用して～」を実施した。 (参加者：教職員等33人・市職員3人)	B (B)	教育センター・文化人権課・職員課の三課の共催という形ではあったが、教育センターが研修内容について計画できた。今後は、この三課での共催という形を見直し、より学校に求められる研修会を実施していく。

2 人権に関する相談・救済支援体制の整備

事業内容	担当課	令和元年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
相談する市民にとって、さらに分かりやすい窓口案内の充実	市民相談課	市民相談課での対応件数は1,160件(電話575件、窓口585件)。市民誰もが相談できるよう、毎月1日号の広報かまくらに各種相談の日程等が記載されている市民相談一覧表を掲載するとともに、市役所ロビーや各支所等に市民相談一覧表を配架した。また、ホームページやtwitter、市民便利帳にも掲載している。	B (B)	関係部との連携を図りながら、今後も相談者にとってわかりやすい窓口案内の充実に努めていく。
	文化人権課	市が実施する女性相談の窓口案内カードを作成し、公共施設女子トイレ内への配架や医療機関に配布した(5,245枚)。	B (B)	今後も実施していく。
複雑・多様化する相談に対応するため、各相談窓口との連携の強化	文化人権課	DV等で傷ついている方の相談は、関係各課窓口で同じ話を何度もさせないように、本人了承を得て各担当が集まり相談に応じている。	A (A)	関係課の支援についても共有できている。
	地域共生課	福祉総合相談窓口を運営した(141件)。福祉に関する相談体制整備について検討した。	C (C)	相談体制、内容の精査が不十分。体制面・環境整備面について、市民ニーズにあわせながら更新していく必要がある。
人権侵害の未然防止や被害者の救済のため、法務局・県・人権団体等との連携	文化人権課	人権擁護委員による人権相談7件(30年度9件、29年度11件)	B (B)	人権相談は23回開催した。 (ほか1回はコロナのため中止)

3 市民、地域の団体、事業者等との連携

事業内容	担当課	令和元年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
市民、地域の団体、事業者等との連携の推進	地域のつながり課	地域住民や団体が連携・協力して地域課題を考え解決する地域会議「大船地域づくり会議」に行政も一団体として参加した(構成団体：17団体、個人会員：2名、代表者会議1回・運営部会10回)。また、ホームページ運営、大船魅力発掘のためのまちあるき、アクティブシニアの活動支援に向けて取り組んだ。	B (B)	地域会議を進めるに当たっては、誰もが暮らしやすい地域社会という視点を意識しながら取り組むように努める。

市民、地域の団体、事業者等に対する啓発機会や情報提供の充実	文化人権課	人権啓発講演会等に、人権擁護委員・民生委員・PTA等に声掛けをし、参加を促した。	B (A)	引き続き行う。
	地域のつながり課	市民活動センターにおいて、市民活動団体等への情報提供や登録団体を対象とした懇話会の開催、神奈川県との協働によるパートナーシップミーティングでの市民活動団体と企業とのマッチングなど、団体間の連携の推進を図った。市民活動センター利用者数延べ17,592人（登録団体390団体）。	B (B)	引き続き、市民活動団体、自治町内会、企業等地域の多様な団体との連携、ネットワークづくりの更なる推進を目指す。

4 人権尊重とプライバシーの保護

事業内容	担当課	令和元年度取組状況 (対象者・回数・件数等)	事業 評価 (前年)	自己事業評価理由 今後の課題等
インターネット等による人権侵害を予防するための啓発	文化人権課	人権啓発パンフレットを配布し、インターネットによる人権侵害を人権の問題として啓発や教育を行った。	B (B)	引き続き行う。
個人情報保護の重要性について、市職員や市民、事業者に対する意識啓発の推進	総務課	市民に対しては、個人情報の適切な取扱いについて情報提供に努め、職員には個人情報保護ハンドブックの周知を行った。	B (B)	今後も継続していく。